

令和 7 年 9 月

令和 7 年第 4 回市議会（定例会）提出議案

福 岡 県 大 川 市

令和 7 年第 4 回市議会（定例会）提出議案目録

報告第 5 号	大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	(1)
議案第 4 8 号	大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(7)
議案第 4 9 号	督促手数料廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について	(13)
議案第 5 0 号	大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(17)
議案第 5 1 号	大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(21)
議案第 5 2 号	大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	(27)
議案第 5 3 号	令和 6 年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について	
議案第 5 4 号	令和 6 年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 5 5 号	令和 6 年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 5 6 号	令和 6 年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
議案第 5 7 号	令和 6 年度大川市水道事業会計決算認定について	
議案第 5 8 号	令和 6 年度大川市下水道事業会計決算認定について	
議案第 5 9 号	令和 6 年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	(31)
議案第 6 0 号	令和 6 年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	(33)
議案第 6 1 号	令和 7 年度大川市一般会計補正予算	(35)
議案第 6 2 号	令和 7 年度大川市一般会計補正予算	(41)
議案第 6 3 号	令和 7 年度大川市介護保険事業特別会計補正予算	(55)
議案第 6 4 号	財産の取得について	(67)
議案第 6 5 号	大川市教育委員会委員の選任について	(69)
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推せんについて	(71)

大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

標記について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和7年9月1日提出

大川市長 江 藤 義 行

大川市健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、令和６年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		10.8	28.6
（ 13.57 ）	（ 18.57 ）	（ 25.0 ）	（ 350.0 ）

備考

- 1 比率の「 」は実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合を示す。
- 2 括弧内の比率は早期健全化基準を示す。

大川市資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和６年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	(20.00)
下水道事業会計	(20.00)

備考

- 1 比率の「 」は資金不足額がない場合を示す。
- 2 括弧内の比率は経営健全化基準を示す。

大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する条例の一部を改正する条例

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

大川市長 江 藤 義 行

大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年大川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務
- (2) 別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務
- (3) 市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務
- (4) 市長又は教育委員会が第 4 項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。
- 別表第 1 中

「

5 教育委員会	大川市就学援助規則（平成 5 年大川市教育委員会規則第 5 号）による就学援助の交付に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

」

を

「

5 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	大川市就学援助規則（平成 5 年大川市教育委員会

	規則第 5 号) による就学援助の交付に関する事務であって規則で定めるもの
--	---------------------------------------

」

に改める。

別表第 2 の 1 の項右欄中第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 の項右欄中第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 3 の項右欄中第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 の 4 の項右欄中第 1 3 号の次に次の 1 号を加える。

(1 4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 2 に次のように加える。

5 市長又は教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は福祉関係情報であって規則で定めるもの
6 教育委員会	大川市就学援助規則による就学援助の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第 3 に次のように加える。

2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

督促手数料廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について
標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

大川市長 江 藤 義 行

督促手数料廃止のための関係条例の整備に関する条例

(大川市税条例の一部改正)

第1条 大川市税条例（昭和29年大川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

(大川市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第2条 大川市督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和43年大川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大川市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例

第1条中「督促手数料」を「分担金、使用料、手数料、過料その他の市税外収入金（以下「税外収入金」という。）に係る督促」に改める。

第2条を次のように改める。

(督促)

第2条 税外収入金を納期限までに完納しない者がある場合は、市長は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定する納期限は、その発行の日から10日以内とする。

第3条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「及び督促手数料」を削る。

付則第2項を次のように改める。

2 削除

(大川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 大川市後期高齢者医療に関する条例（平成20年大川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削る。

(大川市介護保険条例の一部改正)

第4条 大川市介護保険条例（平成12年大川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「督促手数料及び延滞金の徴収」を「延滞金の徴収」に、「大川市督促手数料及び延滞

金徴収条例」を「大川市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例」に改める。

（大川市介護保険資金貸付条例の一部改正）

第5条 大川市介護保険資金貸付条例（平成12年大川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「大川市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「大川市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例」に改め、「督促手数料及び」を削る。

（大川市道路占用料徴収条例の一部改正）

第6条 大川市道路占用料徴収条例（平成6年大川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「督促手数料」を「督促」に改め、同条中「、督促手数料及び延滞金」を「、延滞金」に、「大川市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「大川市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例」に改める。

（大川市下水道事業受益者負担金条例の一部改正）

第7条 大川市下水道事業受益者負担金条例（平成17年大川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条中「大川市督促手数料及び延滞金徴収条例」を「大川市税外収入金に係る督促及び延滞金徴収に関する条例」に改め、「督促手数料及び」を削り、「大川市税条例（昭和29年条例第20号）」を「大川市税条例（昭和29年大川市条例第20号）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

大川市長 江 藤 義 行

大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成２年大川市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条の３を第７条の４とする。

第７条の２第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第７条の３とし、第７条の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第７条の２ 任命権者は、大川市職員の育児休業等に関する条例（平成４年大川市条例第６号。以下この項において「育児休業条例」という。）第１２条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （２） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （３） 育児休業条例第１２条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２ 任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （２） 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （３） 対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象

職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第7条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

大川市長 江 藤 義 行

大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大川市職員の育児休業等に関する条例（平成４年大川市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第８条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第９条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第４条の２第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第９条の２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき
当該勤務時間の時間数

（２） 第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき
当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第９条の３ 育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第９条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当

該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第9条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第10条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に、「給与条例第21条に規定する勤務1時間当たり」を「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第15条」とあるのは「大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年大川市条例第15号）第12条」と、「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額」とあるのは「大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例第11条に規定する勤務1時間当たり（月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員にあっては、同条例第3条第1項第1号の規定により計算して得た報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額）」と、「給与額」とあるのは「報酬額」とする。

第10条第3項中「、「給与条例第21条」とあるのは「大川市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例第16条」と」を削る。

第11条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の第 9 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

大川市長 江 藤 義 行

大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年大川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条に見出しとして「（給与の減額）」を付し、同条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和 6 年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 6 年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金 105,401,698 円のうち、
35,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、35,105,394 円を資本金に組
み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大川市長 江 藤 義 行

理 由

令和 6 年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金を処分するにあたり、
地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定によ
り、市議会の議決を求めるものである。

令和 6 年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 6 年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金 121,226,125 円のう
ち、70,816,162 円を減債積立金に積み立て、49,922,387 円を資本金に組
み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大川市長 江 藤 義 行

理 由

令和 6 年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するにあた
り、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定
により、市議会の議決を求めるものである。

令和 7 年 度

大 川 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

目 次

総括的事項の文言

第 1 表 継続費補正

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み

及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

議案第 6 1 号

令和 7 年度大川市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度大川市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（継続費の補正）

第 1 条 継続費の変更は、「第 1 表 継続費補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大川市長 江 藤 義 行

第 1 表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	6 社会教育費	旧緒方家住宅整備事業	千円 157,849		千円	千円 196,172		千円
				令和 5 年度	17,081		令和 5 年度	17,081
				令和 6 年度	68,711		令和 6 年度	68,711
				令和 7 年度	72,057		令和 7 年度	72,057
							令和 8 年度	38,323

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画						前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費総額に対する進捗率
			年度	年度割	左の財源内訳									
					特定財源			一般財源						
					国県支出金	地方債	その他							
10 教育費	6 社会教育費	旧緒方家住宅整備事業		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
			5	17,081	8,540	7,600		941		17,081		17,081		8.7
			6	68,711	34,355	30,900		3,456		34,701	34,010	68,711		35.0
			7	72,057	36,028	32,400		3,629			72,057	72,057		36.8
			8	38,323		34,400		3,923					38,323	19.5
			計	196,172	78,923	105,300		11,949		51,782	106,067	157,849	38,323	100.0

令和 7 年 度

大 川 市 一 般 会 計 補 正 予 算 書

目 次

総括的事項の文言

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(歳 出)

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

議案第 6 2 号

令和 7 年度大川市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度大川市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,796 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,345,088 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大川市長 江 藤 義 行

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,374,196	5,524	3,379,720
	2 国庫補助金	888,881	5,524	894,405
15 県支出金		1,684,043	6,441	1,690,484
	2 県補助金	505,534	6,441	511,975
19 繰越金		19,152	2,831	21,983
	1 繰越金	19,152	2,831	21,983
歳入合計		20,330,292	14,796	20,345,088

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		4,295,211	2,748	4,297,959
	1 総務管理費	3,736,891	2,748	3,739,639
3 民生費		7,619,560	11,048	7,630,608
	1 社会福祉費	3,827,246	165	3,827,411
	2 児童福祉費	3,177,874	10,883	3,188,757
6 農林水産業費		746,461	1,000	747,461
	1 農業費	720,754	1,000	721,754
歳 出 合 計		20,330,292	14,796	20,345,088

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳 入)

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国庫支出金	3,374,196	5,524	3,379,720
15 県支出金	1,684,043	6,441	1,690,484
19 繰越金	19,152	2,831	21,983
歳 入 合 計	20,330,292	14,796	20,345,088

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,295,211	2,748	4,297,959				2,748
3 民生費	7,619,560	11,048	7,630,608	5,523			5,525
6 農林水産業費	746,461	1,000	747,461	1,000			
歳出合計	20,330,292	14,796	20,345,088	6,523			8,273

2. 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

[illegible]

(単位 : 千円)

49

(単位：千円)

[illegible]

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
16 諸費	25,289	2,748	28,037				2,748	22 償還金利子 及び割引料	2,748	新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金過年度 分返還金
計	3,736,891	2,748	3,739,639				2,748			

(単位：千円)

52

(単位：千円)

53

(単位：千円)

54

令和 7 年 度

大 川 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 書

目 次

総括的事項の文言

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(歳 出)

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

2 歳 入

3 歳 出

議案第 6 3 号

令和 7 年度大川市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度大川市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 124,723 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,059,723 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大川市長 江 藤 義 行

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 支払基金交付金		1,014,218	573	1,014,791
	1 支払基金交付金	1,014,218	573	1,014,791
11 繰越金		1	124,150	124,151
	1 繰越金	1	124,150	124,151
歳入合計		3,935,000	124,723	4,059,723

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 基金積立金		612	69,159	69,771
	1 基金積立金	612	69,159	69,771
7 諸支出金		1,455	55,564	57,019
	1 償還金及び還付加算金	1,011	55,564	56,575
歳 出	合 計	3,935,000	124,723	4,059,723

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 支払基金交付金	1, 014, 218	573	1, 014, 791
11 繰越金	1	124, 150	124, 151
歳 入 合 計	3, 935, 000	124, 723	4, 059, 723

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 基金積立金	612	69,159	69,771				69,159
7 諸支出金	1,455	55,564	57,019				55,564
歳出合計	3,935,000	124,723	4,059,723				124,723

2. 歳入

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

(単位：千円)

[illegible]

(単位 : 千円)

[illegible]

3. 歳出

(款)	6 基金積立金	(項)	1 基金積立金	(単位：千円)
-----	---------	-----	---------	---------

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 介護給付費準備基金積立金	601	69,159	69,760				69,159	24 積立金	69,159	介護給付費準備基金積立金

(単位：千円)

65

財産の取得について

学習用タブレット端末用ソフトウェアの取得について、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年大川市条例第 5 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大川市長 江 藤 義 行

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 学習用タブレット端末用ソフトウェア |
| 2 | 履行場所 | 市内小中学校 |
| 3 | 契約金額 | 金 5 2 , 7 1 1 , 5 6 0 円 |
| 4 | 契約の相手 | 福岡県久留米市東合川 8 丁目 8 番 2 1
株式会社学映システム 久留米営業所
所長 松尾 雄一郎 |
| 5 | 契約の方法 | 条件付き一般競争入札 |

大川市教育委員会委員の選任について

大川市教育委員会委員として、下記の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

大川市長 江 藤 義 行

記

住 所 大川市大字下木佐木 [REDACTED]
氏 名 横大路 智毅
生年月日 昭和 3 5 年 [REDACTED]
理 由

本市教育委員会委員 蔵本美保子は、令和 7 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるため、その後任として選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

人権擁護委員候補者の推せんについて

人権擁護委員候補者として、下記の者を推せんしたいので、市議会の意見を求める。

令和7年9月1日提出

大川市長 江 藤 義 行

記

住 所 大川市大字向島 [REDACTED]
氏 名 石井 明美
生年月日 昭和41年 [REDACTED]
理 由

人権擁護委員 石井明美は、令和7年12月31日をもって任期満了となるが、再度推せんしたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものである。